平成２１年（フ）第３３号
長崎県松浦市志佐町庄野免432番地、従前の住所長崎県松浦市調川町平尾免無番地
債務者　山崎　重雄
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
長崎県松浦市調川町中免371番地、従前の住所佐賀県伊万里市脇田町1508番地36
債務者　前田　敏幸
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
熊本県宇土市石橋町326番地２
債務者　宇野由美子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４５８号
熊本市松尾町上松尾78番地
債務者　大村　泰子（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１５７号
佐賀県唐津市紺屋町1686番地
破産者　有限会社吉川スポーツ
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２０年（フ）第１６２１号
埼玉県戸田市笹目４丁目14番地の８
破産者　有限会社野口造園興業
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝113番地
破産者　有限会社大久保鉄筋工業
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２６号
名古屋市中区栄４丁目16番23号
破産者　エム・ソフト株式会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２７０号
三重県三重郡菰野町大字大強原783番地１
破産者　伊藤　辰男
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第３７５号
三重県桑名市多度町美鹿585番地
破産者　有限会社伊藤興業
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第６４７０号
大阪市大正区泉尾３丁目５番12号
破産者　大屋木材株式会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２０１号
大阪市生野区巽中１丁目24番５号
破産者　株式会社シャインジャパン
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９２６２号
大阪府八尾市東山本町５丁目４番地の21
破産者　ヤマモト電気株式会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５０１号
大阪府富田林市若松町西１丁目1850番地
破産者　村本土木建設株式会社
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第５０４号
大阪府富田林市若松町西１丁目1851番地
破産者　有限会社山忠土建興業
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１７１１号
堺市美原区小平尾725番地
破産者　株式会社アオキ工芸
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９３７号
大阪府富田林市加太２丁目６番８―202号
破産者　有限会社インテリアサトウ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
大阪府河内長野市木戸３丁目35番13号
破産者　株式会社サンライズ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第６８９号
大阪府岸和田市西之内町66番33号
破産者　医療法人仁恩会
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第８４２号
大阪府泉大津市式内町11番13―３―101号府営泉大津式内住宅、申立時の住所大阪府泉大津市助松団地１番６―203号
破産者　谷口　波子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
奈良市大宮町６丁目１番９号啓林堂ビル
破産者　株式会社大和技研
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所